

令和 4 年度第 2 回神奈川県医療対策協議会 次第

日時 令和 4 年12月20日 (火)
18時30分から20時30分

方法 オンライン形式 (ZOOM)
配信会場：神奈川県総合医療会館 2 階
災害時医療救護本部

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

ア 医療対策協議会と地域医療支援センターの体制について (資料 1)

イ 地域枠医師の配置等について

(ア) 令和 5 年度の配置に係る考え方について (資料 2 - 1)

(イ) 令和 5 年度以降の対応について (資料 2 - 2)

ウ 自治医科大学卒業医師の配置等について

(ア) 配置方針における検討体制について (資料 3 - 1)

(イ) 令和 5 年度の配置に係る考え方について (資料 3 - 2)

エ 令和 6 年度臨床研修医募集定員調整の基本方針について (資料 4)

(2) 報告事項

ア 国専門研修部会結果報告について (資料 5)

イ 医師の働き方改革について (資料 6)

ウ 地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等の資料について (資料 7)

(3) その他

3 閉 会

配付資料

協議事項

ア 医療対策協議会と地域医療支援センターの体制について 資料1

資料1 医療対策協議会と地域医療支援センターの体制について
 資料1参考1 神奈川県地域医療支援センター運営委員会 委員名簿

イ 地域枠医師の配置等について 資料2

資料2-1 令和5年度の配置に係る考え方について
 資料2-2 令和5年度以降の対応について

ウ 自治医科大学卒業医師の配置等について 資料3

資料3-1 配置方針における検討体制について
 資料3-2 令和5年度の配置に係る考え方について
 資料3-2参考1 自治医科大学卒業生の受入れについて（神奈川県内規）
 資料3-2参考2 自治医科大学卒業生の受入れに関する事務取扱いについて
 資料3-2参考3 自治医卒医師の義務年限期間における地域派遣の配置方針について
 資料3-2参考4 公立・公的病院一覧

エ 令和6年度臨床研修医募集定員調整の基本方針について 資料4

資料4 令和6年度から研修を開始する臨床研修医に係る臨床研修病院募集定員調整の基本方針について
 資料4参考1 令和5年度臨床研修定員（案）
 資料4参考2 令和6年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について
 資料4参考3 令和6年度臨床研修 都道府県別募集定員の上限
 資料4参考4 臨床研修における育児・介護休業法の改正等を踏まえた対応について

報告事項

ア 国専門研修部会結果報告について 資料5

資料5 令和5年度専攻医募集におけるシーリング案に対する厚生労働大臣からの意見・要請案

イ 医師の働き方改革について 資料6

資料6 医師の働き方改革について

ウ 地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等の資料について 資料7

資料7 国の動向について
 資料7参考1 第7回 資料1 医師偏在指標について
 資料7参考2 第8回 資料1 医師確保計画に関する事項について
 資料7参考3 第9回 資料1 医師偏在指標について
 資料7参考4 第9回 資料4 令和6年度医学部臨時定員に係る方針について

神奈川県医療対策協議会 出席者名簿

令和4年12月20日 オンライン開催

◎ 委員

NO	所属・役職	氏名	備考
1	学校法人東海大学医学部 教授	鈴木 秀和	
2	社会医療法人社団三思会東名厚木病院 名誉院長	山下 巖	
3	三浦市立病院 総病院長 (全国自治体病院協議会神奈川県支部長)	小澤 幸弘	
4	公益財団法人横浜勤労者福祉協会汐田総合病院 顧問	窪倉 孝道	
5	公益社団法人神奈川県医師会 理事	小松 幹一郎	
6	公立大学法人横浜市立大学医学部 医学部長	寺内 康夫	
7	学校法人北里研究所北里大学医学部 教授 北里大学病院 副院長 (教育、研究、倫理)	石倉 健司	
8	学校法人聖マリアンナ医科大学 学長	北川 博昭	
9	独立行政法人国立病院機構箱根病院 院長	今井 富裕	
10	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院 院長	藤田 宜是	
11	公益社団法人神奈川県病院協会 会長	吉田 勝明	
12	公益社団法人神奈川県看護協会 会長	長野 広敬	
13	政令市 (川崎市健康福祉局保健医療政策部担当部長)	小泉 祐子	
14	都市衛生行政協議会 (厚木市市民健康部長)	山下 喜典	
15	町村保健衛生協議会 (中井町健康課長)	天野 泰	
16	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会 代表理事	矢野 裕美	
17	一般社団法人神奈川県産科婦人科医会 副会長	石本 人士	
18	日本小児科学会神奈川県地方会 幹事代表	伊藤 秀一	

◎ オブザーバー

NO	所属	氏名	備考
1	神奈川県医療課顧問	康井 制洋	
2	横浜市 医療局 医療政策課	高橋 幸男	
3	相模原市 保健衛生部 医療政策課	稲野 博泰	
4	藤沢市 健康医療部	関根 達郎	
5	茅ヶ崎市保健所 地域保健課	高瀬 達也	
6	自治医科大学 (学外) 卒後指導委員	土肥 直樹	

◎ 神奈川県保健福祉事務所長会

NO	所属・職名	氏名	備考
1	神奈川県 平塚保健福祉事務所長	長岡 正	ご欠席

◎ 事務局

NO	所属・職名	氏名	備考
1	神奈川県保健医療部保健医療人材担当課長	西海 昇	
2	神奈川県保健医療部医療課課長代理 (保健人材担当)	藤内 陽子	
3	神奈川県保健医療部医療課人材確保グループ 主任主事	新澤 駿	
4	同 主事	長田 陽介	
5	同 主事	岸 春奈	
6	同 主事	井上 隆之	

医療対策協議会と地域医療支援センターの体制について

Kanagawa Prefectural Government

医療対策協議会と地域医療支援センターの関係について

- ・地域医療支援センターの円滑な運営に資するため、運営委員会が設置されている。
- ・運営委員会は、医療対策協議会のワーキンググループとして、医療対策協議会における意見集約を効率的に行うため、実務的な調整を行い、その結果を医療対策協議会に報告する。



医療対策協議会	
開催目的	医師確保対策の具体的な実施に係る事項
構成員	18名 出席者：大学、病院関係者、市町村等
所掌事項	1.キャリア形成プログラムの内容 2.地域枠の設定 3.医師の派遣調整（派遣人数、期間） 4.派遣医師のキャリア支援・負担軽減策 5.臨床研修病院の定員設定 等

センター運営委員会	
開催目的	センターの運営に関する事項
構成員	8名 出席者：大学、病院関係者、県
所掌事項	・センターの業務内容に関すること ・センターの運営のあり方に関すること ・医療対策協議会から検討の付託を受けた事項に関すること 等

センター（県）	
<ul style="list-style-type: none"> ・医師不足状況等の把握、分析 ・医師のキャリア形成支援 ・医師不足病院の支援 等 	
キャリアコーディネーター	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象医師の就業場所、就業状況等の要望聴取（個人面談） ・大学等の研修プログラム責任者等と都道府県と対象医師の要望を調整した派遣計画の検討 	

令和4年度 医療対策協議会の付託（案）について

- 地域医療支援センター運営委員会は、医療対策協議会から検討の付託を受けた事項に関するものを検討し、医療対策協議会に検討結果を報告することとされている。
- 今年度は、医療対策協議会から、地域医療支援センター運営委員会に、以下の事項を付託することとしてはどうか。

医療対策協議会の所掌事項（運営指針より）

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項（地域枠医師が主な対象）

〈医療対策協議会で協議する事項〉

具体的な内容

- 1. キャリア形成プログラムの見直し方針【協議事項イ(1)】
- 2. 医師派遣の方針（R4第1回医療対策協議会にて協議済）

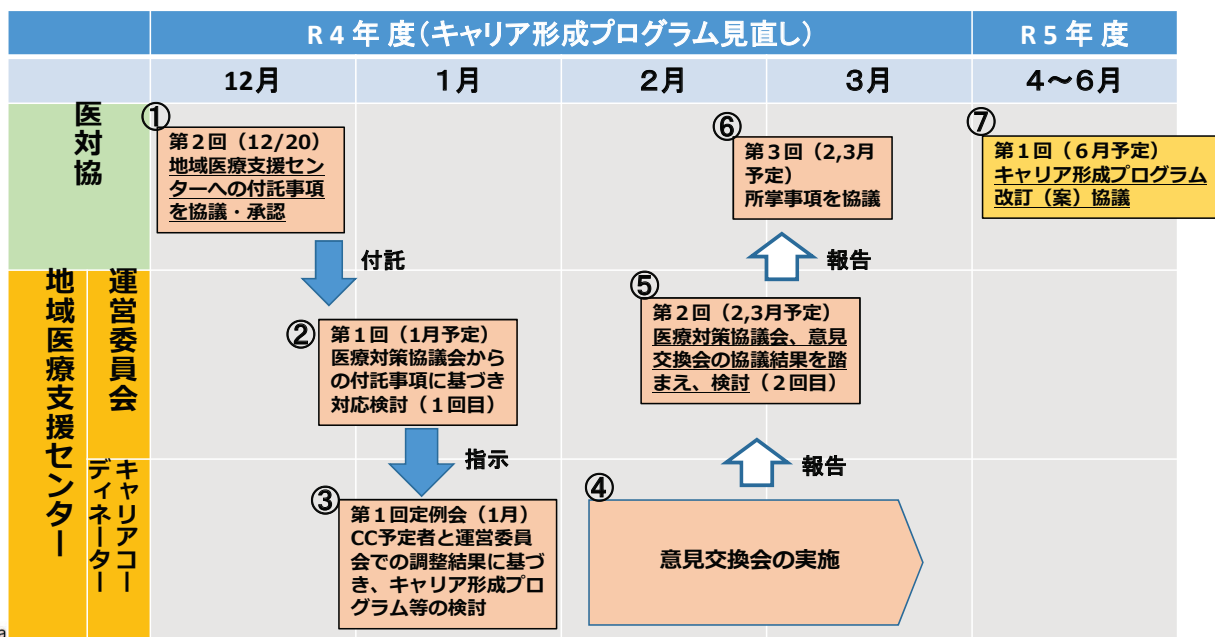
〈地域医療支援センター運営委員会に検討を付託する事項〉

具体的な内容

- 1. キャリア形成プログラムの改訂案の作成
- 2. 医師派遣先の調整
 - ・医療機関との調整
 - ・地域枠学生・医師との意見聴取（個人面談）

スケジュール(例)

【キャリア形成プログラムの見直しに係る協議スケジュール】



説明は以上です。
(以下のスライドは参考)

地域医療支援センターとは

医療法において、以下のとおり、規定されている。

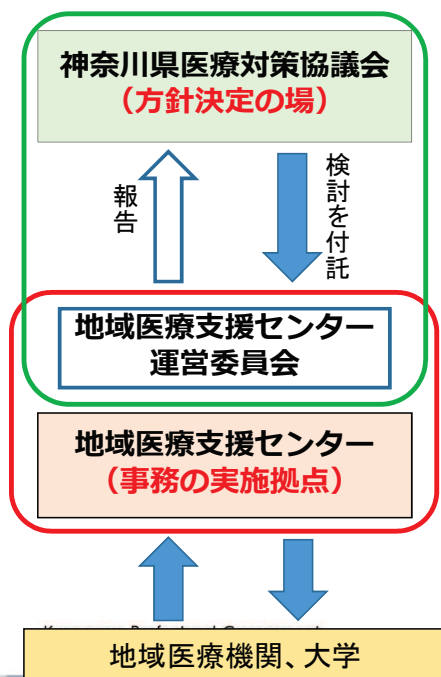
- ①都道府県は、医療対策協議会において、協議が調った事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、**各種の事務**を実施するよう努めるものとする。(医療法第30条の25第1項)
- ②都道府県は地域医療支援事務を実施するに当たり、**地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。**(医療法第30条の25第4項)

法定事務

- (1) 医師不足の状況等の把握、分析
- (2) 医師のキャリア形成支援
- (3) 医師不足病院の支援
- (4) 情報発信と相談への対応
- (5) 地域医療関係者との協力関係の構築
- (6) その他必要な事業

これらの事務を具体的に実行し、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保のために、**神奈川地域医療支援センター**を設置した。
(平成27年10月30日)

医療対策協議会と地域医療支援センターの事務について



医療対策協議会の所掌事項 (運営指針より)

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項 (地域枠医師が主な対象)
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項
- ⑥ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項 (臨床、専門研修)
- ⑦ その他医師の確保を図るために必要な事項

地域医療支援センターの法定事務 (医療法30条)

- (1) 医師不足の状況等の把握、分析
- (2) 医師のキャリア形成支援
- (3) 医師不足病院の支援
- (4) 情報発信と相談への対応
- (5) 地域医療関係者との協力関係の構築
- (6) その他必要な事業

医療対策協議会と地域医療支援センターの事務について

医療対策協議会の所掌事項 (運営指針より)

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項 (地域枠医師が主な対象)
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項
- ⑥ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項 (臨床、専門研修)
- ⑦ その他医師の確保を図るために必要な事項

地域医療支援センターの法定事務 (医療法30条)

- (1) 医師不足の状況等の把握、分析
- (2) 医師のキャリア形成支援
- (3) 医師不足病院の支援
- (4) 情報発信と相談への対応
- (5) 地域医療関係者との協力関係の構築
- (6) その他必要な事業



ア 地域枠医師の配置等について

(ア) 令和5年度の配置に係る考え方について

Kanagawa Prefectural Government

地域枠医師の配置に係る検討体制について

- ◆ 根拠
地域医療対策協議会運用指針（令和元年7月5日改正）
- ◆ 協議主体
医療対策協議会
- ◆ 対象
キャリア形成プログラムの適用を受ける医師

【地域医療対策協議会運用指針（令和元年7月5日改正）抜粋】

- ・地域医療対策協議会において派遣調整を行い、医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣されることが必要である。
- ・地域医療対策協議会において、都道府県の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議する。
- ・派遣調整を行う医師はキャリア形成プログラムの適用を受ける医師である。

Kanagawa Prefectural Government

義務年限とキャリア形成プログラムについて

地域枠医師は、県内4医科大学を卒業したのち、初期臨床研修を含む9年間、神奈川県に従事する義務があり、指定診療科ごとに設定されたキャリア形成プログラムを選択し、以下のとおり地域医療への貢献とキャリア形成の両立を図る。

1～2年目	3～5年目	6～9年目
<p>臨床研修</p> <p>県内の臨床研修病院</p> <p>※平成30年度以前の入学者はキャリア形成プログラムへの参加を前提として不問</p>	<p>専門研修</p> <p>県内の基幹施設</p> <p>※期間はプログラムで研修に必要としている期間</p>	<p>地域医療実践</p> <p>キャリア形成プログラムに掲載されている「地域実践」医療機関</p> <p>※対象医療機関は毎年調査の上、選定</p>

2

令和5年度の配置に考え方（案）

キャリア形成プログラムを適用する医師の配置については、以下のとおり調整することとしたい。

【卒後1～2年目（臨床研修）】

- ・ 地域枠医師は県内臨床研修病院の中から希望する医療機関を選択する。

【卒後3～5年目（専門研修）】

- ・ 専門医制度新整備指針にいう「基本的診療能力の獲得」のため、専門医の取得を推奨
- ・ 県内の専門研修基幹施設のプログラムを履修し、県内医療機関に配置
- ・ 医師の希望により専門医研修を履修せず、指定医療機関勤務を選択することも可能

【卒後6～9年目（指定医療機関勤務）（地域医療実践）】

- ・ 派遣先医療機関の受入希望状況を把握し、派遣予定医師に情報提供
- ・ 地域枠医師は、派遣先医療機関リストから従事したい医療機関を選択（原則2年の継続勤務（延長可））
- ・ 各地域枠医師は希望する理由を明らかにし、派遣希望配置先（優先順位をつけて複数）を県に回答
- ・ 地域枠医師の理由を踏まえ、希望を尊重し、医療対策協議会において派遣先の承認手続きを行う。

3

配置までのスケジュール

○ これまでの経緯と今後の流れ

	令和4年6月以前	7～9月	10～12月	令和5年1～3月	令和5年4月～
手続き関係	誓約書を送付 修学資金貸与医師に対するキャリア形成プログラムへの参加	7月 臨床研修修了後及び 専門研修の意向調査 修学資金貸与医師に、専門医の取得希望及び希望する専門研修病院を調査 		協定締結 指定病院決定通知書を修学資金貸与医師に送付 (3月末) 	指定病院で修学資金貸与医師が勤務を開始
会議		9月20日 第1回医療対策協議会 意向調査の結果共有	12月20日 第2回医療対策協議会 配置に係る考え方を協議	2, 3月 第3回医療対策協議会 修学資金貸与医師の配置結果の報告	

4

(参考) 神奈川県地域枠について

県のキャリア形成プログラムの適用を受ける医師は現状以下のとおり。

	横浜市立大学地域医療枠	神奈川県指定診療科枠 (産科等医師修学資金貸付制度) ※ R1に地域医療医師修学資金貸与制度と統合	神奈川県地域枠(指定診療科枠) (地域医療医師修学資金貸付制度)
根拠(条例名)	緊急医師確保対策 経済財政改革の基本方針2008	緊急医師確保対策 (神奈川県産科等医師修学資金貸付条例)	緊急医師確保対策、経済財政改革の基本方針2009(H22)、新成長戦略(神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例)
修学資金	無し	学費+生活費相当額	あり(10万円)
実施大学	横浜市立大学	横浜市立大学(廃止)	①横浜市立大学、②聖マリアンナ医科大学、③北里大学、④東海大学
開始年度	平成20、21年度	平成21年度	①平成21年度、②平成22年度、③④平成24年度
実施期間	恒久的措置	平成21年度～平成31年入学生	平成21年～令和4年入学生
人数	毎年度 25名	毎年度5名(計55名)	各5名
診療科の範囲	なし	産科、小児科、麻酔科、外科	産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科及び総合診療科
義務年限	初期臨床研修を含む9年間	初期臨床研修を除く9年間	初期臨床研修を含む9年間 (令和2年度以降は臨床研修を含む7年間)
指定医療機関	指定なし(大学附属病院及び県内の医療機関)	県内の医師不足病院又は診療所	県内の医師不足病院又は診療所

5

説明は以上です。

ア 地域枠医師の配置等について (イ) 令和5年度以降の対応について

Kanagawa Prefectural Government

第1回医療対策協議会の振り返り

第1回神奈川県医療対策協議会
資料2 医師派遣を行う地域について

<承認事項>

医師偏在指標に基づき、県として特に医師派遣を行うべき地域（二次医療圏）を決定した。

↳ **県央、県西及び湘南東部地域**（医師偏在指標上、少数でも多数でもない区域）
（相模原、湘南西部、横須賀・三浦地域（全国数値を下回る））についても留意していくこととなった。）

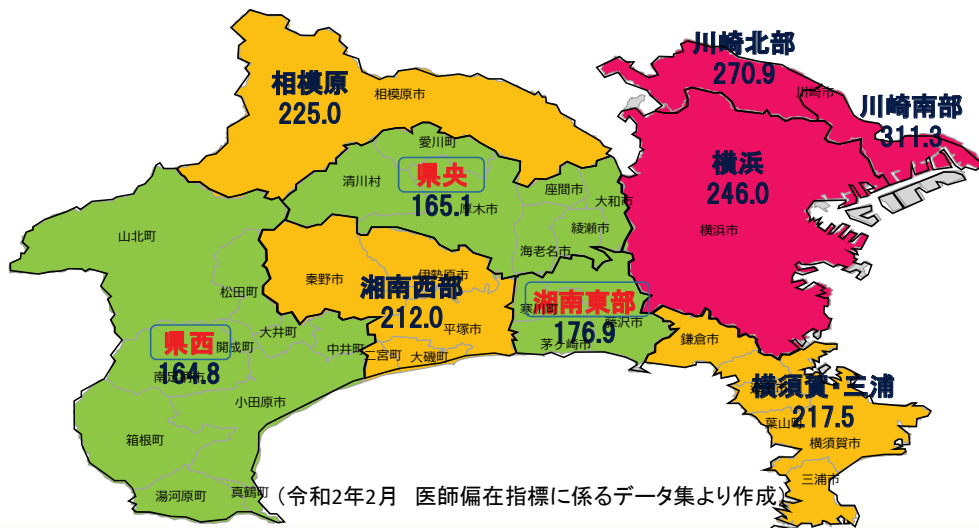
医師偏在指標(二次医療圏)
全国 239.8
神奈川県 230.9(順位26位)

多数区域(上位33.3%)

多数区域・全国数値を下回る

医師少数でも多数でもない区域

少数区域(下位33.3%)

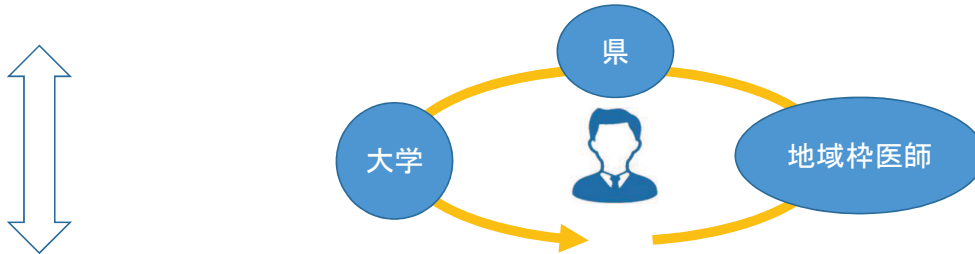


Kanagawa Prefectural Government

医師派遣を効果的に行っていく上で今後必要なこと

① キャリアコーディネーターの配置

県の政策方針、大学医局の方針、地域枠医師の意向を調整し、各ステークホルダーの要望を踏まえ、派遣計画を企画・立案(地域枠医師のキャリア形成支援)



② キャリア形成プログラムの見直し

地域における医師不足や地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師能力の開発・向上の2つを目的として、診療科別に義務年限中の就業先となる医療機関や研修過程等を規定する計画

Kanagawa Prefectural Government

2

① キャリアコーディネーターの配置

Kanagawa Prefectural Government

3

キャリアコーディネーターの概要

国指針により、キャリアコーディネーターに求められる業務内容と人物像が示された。

主な業務内容

- ① 対象医師の就業場所、就業状況等の要望聴取(個人面談)
- ② 大学等の研修プログラム責任者等と都道府県と対象医師の要望を調整した派遣計画の検討
- ③ 病院見学会や勉強会の補助
- ④ キャリア形成卒前支援プラン(R5～)の運営補助 等

求められる人物像

- ① 地域医療支援センターの医師等、学生の教育課程や医師の研修等に十分な見識がある者(大学が複数の場合は、複数人の配置が望まれる)
- ② 長期間(10年～15年程度)に渡り、対象医師及び学生との信頼関係の構築や大学等との調整ができることが望ましい

「キャリア形成プログラム運用指針の改正について」抜粋

4

キャリアコーディネーターの役割・効果について

(1) CCの役割

時期	在学中	卒後(義務年限期間(9年))		
	キャリア卒前支援プラン	キャリア形成プログラム		
	1年～6年	1年～2年	3年～5年	6年～9年
	学生	臨床研修	専門研修	地域医療実践
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアに関する日常的な相談・定期的な面談業務 ・医師不足医療機関等の状況の把握 ・医師を受け入れる医不足病院に対して、医師が意欲をもって着任できる環境整備への指導・助言 ・病院見学会の実施・補助 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象医師の就業場所等の要望や就業開始後の状況・要望の聴取 ・大学等の研修プログラム責任者等と都道府県と対象医師の要望を調整した派遣計画の検討 			

(2) CCの効果

学生・医師が日常的に相談できる環境の整備



長期的な信頼関係の構築

病院見学会、不足診療科の普及・啓発(卒前支援プラン)等



地域医療・不足診療科への意識の涵養



地域枠の離脱防止(継続的な就労の実現)

学生・医師のニーズに応じた、研鑽の機会の提供



医療(医師)の質・専門性の向上



医師偏在の解消

Kanagawa Prefectural Government

各大学の方針・医師の要望・県の政策方針等の調整



医師不足地域への派遣



5

② キャリア形成プログラムの見直し

キャリア形成プログラムについて（キャリア形成プログラム運用指針より抜粋）

【プログラムの概要】

- 医師不足地域の医師の確保と、医師不足地域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることが目的
- 適用を受ける医師は、一定の期間にわたり、診療領域等の定められた条件（コース）に従い、原則として当該都道府県内の医療提供施設で従事。
- 都道府県は、大学や臨床研修・専門研修責任者等とともに、養成課程や研修課程等を支援する計画を検討することとし、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき、策定する。（対象医師の意見を聴取）

【プログラムの対象者】

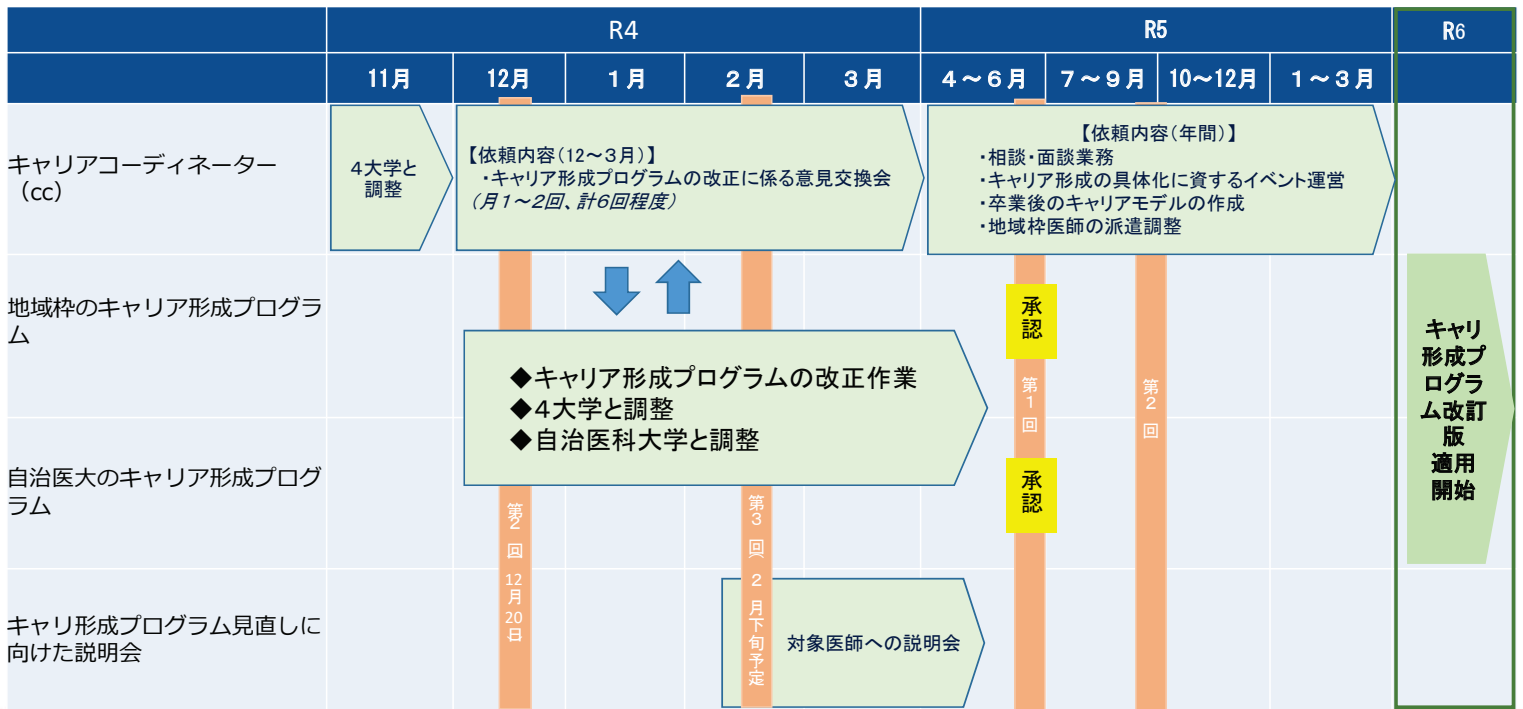
- ① 地域枠で入学し、卒業した医師（横浜市立大学、聖マリアンナ医科大学、北里大学及び東海大学）
- ② 従事要件がある地元出身者枠で入学し、卒業した医師
- ③ 自治医科大学を卒業した医師
- ④ その他キャリア形成プログラムの適用について同意した医師

【プログラムのコース】

- 都道府県は、**キャリア形成プログラムが対象医師の希望に対応したものとなるよう努めなければならない。**
- このため、個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、診療領域や就業先となる医療機関等の種別ごとに、**複数のコース**を設ける。（地域の診療所等に派遣中も専門医取得が可能なコース、大学院進学、海外留学コースなど）
- コースにおいて、**取得可能な専門医等の資格や修得可能な知識・技術を明示することとする。**
- また、基幹施設・連携施設における専門研修の期間等、専門医の研修プログラムと整合性に留意。

今後のスケジュール

..医療対策協議会



10

説明は以上です。



令和 6 年度から研修を開始する臨床研修医に係る 臨床研修病院募集定員調整の 基本方針について

2022/12/20（火）

令和 4 年度第 2 回神奈川県医療対策協議会

1

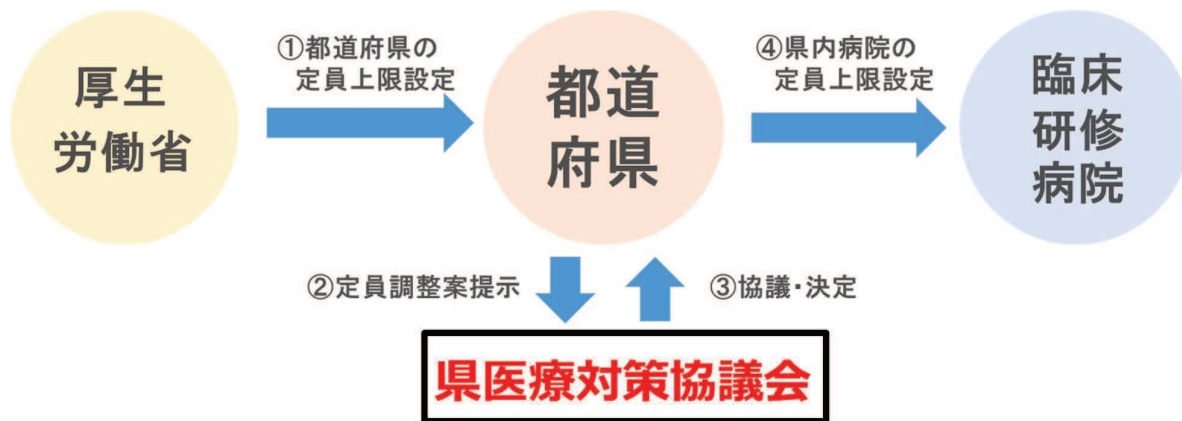
協議の概要

- 令和 6 年度から研修を開始する臨床研修医に係る県内臨床研修病院（59 病院）の募集定員調整に係る基本方針について協議する。
- 事務局（案）として、昨年度（令和 5 年度分）の基本方針を踏襲しつつ、新たな算定要素（二次医療圏間のバランス、妊娠・出産・育児に関する施設及び取組）を組み込み、今後の配分を進めたい。
- なお、各病院への具体的な配分数については、2月の第 3 回医療対策協議会で改めて協議を行う。

2

臨床研修病院募集定員調整業務について

- 都道府県は、厚生労働省が設定した各都道府県の臨床研修医定員上限に基づき、**医療対策協議会で協議の上、県内臨床研修病院の研修医の定員上限を決定する。**

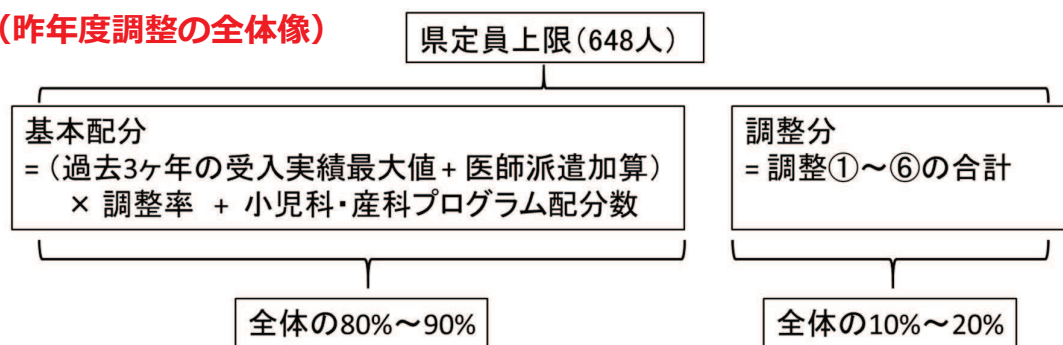


3

昨年度調整の基本方針について①

- 令和2年度に国⇒県に定員調整の権限が移譲されて以降、本県は、**従来の国の算定方法を踏襲した「基本配分」と、県独自の算定方法である「調整分」の2段階に分けて定員調整を行っている。**

(昨年度調整の全体像)



※この他に県定員上限枠外分での加算あり

「基本配分」⇒「調整①～⑤」⇒「調整⑥」⇒「枠外分」の順で各病院の配分を計算

4

令和6年度臨床研修 都道府県別募集定員の上限

	R5年度募集定員上限	R5年度病院募集定員合計(※1)	R4年度採用実績	基本となる数(全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学定員で採分)(※2)	地域枠による加算(※3)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					0.5%戻しによる追加配分	R6募集定員上限(※5)	
						地理的条件(100km ² キロメートルあたりの医師数)による加算(※4)	地理的条件(離島の人口)による加算	医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算		直近の採用数	⑤と⑥のうち⑤が少ない方	①と⑥のうち少ない方	仮上限に足す数	仮上限と昨年実績との差			仮上限から削る数(足す数の合計を⑩で採分)
北海道	439	442	318	365	29	37	3	1	3	438	318	—	—	—	0	0	0	438
青森	195	156	94	103	71	11	0	1	4	190	94	—	—	—	96	8	0	182
岩手	132	125	61	101	37	11	0	1	4	154	61	—	—	—	93	8	0	146
宮城	230	230	169	193	6	14	1	1	3	218	169	—	—	—	0	0	11	229
秋田	116	109	66	80	32	8	0	1	3	124	66	—	—	—	58	5	0	119
山形	125	123	68	89	22	9	1	1	3	125	68	—	—	—	57	5	0	120
福島	197	169	115	128	57	13	0	1	4	203	115	—	—	—	88	7	0	196
茨城	241	241	171	201	57	0	0	3	4	265	171	—	—	—	0	0	0	265
栃木	199	199	159	162	8	12	0	1	3	186	159	—	—	—	0	0	12	198
群馬	163	146	114	136	16	10	0	1	3	166	114	—	—	—	52	4	0	162
埼玉	516	493	408	517	27	0	0	2	4	550	408	—	—	—	142	12	0	538
千葉	499	499	435	442	43	0	0	1	3	489	435	—	—	—	0	0	8	497
東京	1,280	1,289	1,287	1,183	28	0	7	3	2	1,223	1,287	1,223	1,280	57	0	0	0	1,280
神奈川	648	652	630	650	14	0	0	0	3	667	630	—	—	—	0	0	0	667
新潟	230	230	125	153	29	11	12	2	4	211	125	—	—	—	0	0	18	229
富山	112	112	85	87	11	7	0	0	3	108	85	—	—	—	0	0	3	111
石川	131	134	77	95	11	7	1	1	2	117	77	—	—	—	0	0	13	130
福井	92	92	62	64	10	5	0	1	3	83	62	—	—	—	0	0	9	92
山梨	109	83	59	68	43	5	0	0	3	119	59	—	—	—	60	5	0	114
長野	178	176	121	143	18	11	0	1	3	176	121	—	—	—	55	5	0	171
岐阜	191	191	149	138	38	10	0	1	3	190	149	—	—	—	0	0	0	190
静岡	299	299	260	254	47	0	1	1	3	306	260	—	—	—	0	0	0	306
愛知	560	563	534	529	37	0	1	1	3	571	534	—	—	—	0	0	0	571
三重	172	160	129	124	48	9	1	1	3	186	129	—	—	—	57	5	0	181
滋賀	131	131	124	104	14	8	1	0	3	130	124	—	—	—	0	0	0	130
京都	253	261	261	201	7	0	0	1	2	211	261	211	253	42	0	0	0	253
大阪	626	638	636	620	15	0	0	0	2	637	636	—	—	—	0	0	0	637
兵庫	411	412	405	382	19	0	2	0	3	406	405	—	—	—	0	0	3	409
奈良	131	131	128	107	14	0	0	0	3	124	128	124	128	4	0	0	0	128
和歌山	128	129	100	77	36	6	0	1	2	122	100	—	—	—	0	0	5	127
鳥取	85	85	43	46	30	4	0	0	2	82	43	—	—	—	0	0	3	85
島根	96	79	57	56	29	6	6	1	3	101	57	—	—	—	44	4	0	97
岡山	198	202	176	158	6	12	1	1	2	180	176	—	—	—	0	0	17	197
広島	214	205	186	196	22	0	3	0	3	224	186	—	—	—	38	3	0	221
山口	141	132	99	112	15	8	1	1	3	140	99	—	—	—	41	3	0	137
徳島	79	77	48	60	12	5	1	1	2	81	48	—	—	—	33	3	0	78
香川	108	108	54	80	14	0	9	1	3	107	54	—	—	—	0	0	0	107
愛媛	144	142	74	108	21	8	4	0	3	144	74	—	—	—	70	6	0	138
高知	98	98	58	58	28	5	1	1	2	95	58	—	—	—	0	0	3	98
福岡	416	421	382	409	0	0	1	1	2	413	382	—	—	—	0	0	1	414
佐賀	86	86	60	68	4	0	1	1	2	76	60	—	—	—	0	0	10	86
長崎	151	143	100	110	10	0	31	1	2	154	100	—	—	—	54	5	0	149
熊本	147	147	103	122	6	9	1	1	2	141	103	—	—	—	0	0	5	146
大分	116	110	83	94	14	7	1	1	3	120	83	—	—	—	37	3	0	117
宮崎	118	105	51	90	22	7	1	1	3	124	51	—	—	—	73	6	0	118
鹿児島	164	146	100	113	18	8	34	1	3	177	100	—	—	—	77	6	0	171
沖縄	165	165	141	110	19	0	30	0	2	161	141	—	—	—	0	0	3	164
計	11,260	11,066	9,165	9,484	1,112	283	157	41	132	11,215	9,165	1,558	1,661	103	1,225	103	124	11,339

(※1)施設ごとの募集定員を原則最低2人にする等の都道府県が行う調整により、病院募集定員合計が厚生労働省の示した募集定員上限を上回る場合がある。

(※2)「研修医総数推計値」は、令和6年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.90)を乗じて算出。

→令和6年度研修の希望者数推計値 10,538人×0.90=9,484人

(※3)①都道府県が奨学金を貸与している者の人数、②令和2年8月の医師需給分科会において示された地域枠の定義の要件を満たしている者の人数、の合計に今回の倍率(1.06)を乗じて算出。

(※4)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算。

(※5)⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用実績との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑩=0)とする。

また、⑬の計算は、令和5年度の募集定員上限からの減少率が、全国の募集定員上限の減少率(0.5%)を上回る都道府県(令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、激変緩和(直近の採用数保証)措置の加算対象ではない都道府県に限る)に対し、減少率が0.5%となるまで加算(⑫)。

(※6)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。